

会社の合併、分社等に伴う入札参加資格の申請手続きについて

会社の合併、分社又は事業譲渡が生じた場合は、次のとおり入札参加資格の申請手続きをしてください。

1 申請の種別（合併・分社・事業譲渡）

変更事由	例 示	申請者	入札参加資格	必要な申請種別
合併①	A社とB社が合併して、C社となる場合	A社又はB社	有	取消申請
		C社	無	新規申請
合併②	A社がB社を吸収合併して、A社となる場合	A社	有	変更申請※
			無	新規申請
		B社	有	取消申請
分社①	D社がE社とF社に分社し、E社が新設の場合	D社	有	変更申請※
			無	取消申請
		E社	無	新規申請
分社②	D社がE社とF社に分社し、E社が既設の場合	D社	有	変更申請※
			無	取消申請
		E社	有	変更申請※
			無	新規申請
事業譲渡①	G社の事業を、新設のH社に事業譲渡する場合	G社	有	変更申請※
			無	取消申請
		H社	無	新規申請
事業譲渡②	G社の事業を、既設のH社に事業譲渡する場合	G社	有	変更申請※
			無	取消申請
		H社	有	変更申請※
			無	新規申請

※ 変更申請について、「入札参加資格審査申請書変更届提出書類一覧表」の変更事項に該当する場合は、手続きを行ってください。また、必要がある場合は、登録業種等の変更も併せて行ってください。

2 申請にあたっての注意点

① 申請に必要な提出書類については、市HPよりご確認ください。

守口市ホームページ > 【ページ下部】守口市水道局 > 業者登録（入札参加資格審査申請）

- * 新規申請 ⇒ 「入札参加資格審査申請」
- * 変更申請/取消申請 ⇒ 「入札参加資格審査申請内容の変更」
- * 登録業種等の変更 ⇒ 「登録希望業種及び希望順位の変更」

② 申請時には、通常の申請に必要な書類に加えて、次の書類を添付してください。

合併	①合併契約書、②株主総会 又は取締役会 の議事録の写し（申請者保有分）
分社	①分割契約書（分割計画書）、②株主総会 又は取締役会 の議事録の写し（申請者保有分）
事業譲渡	①事業譲渡契約書、②株主総会 又は取締役会 の議事録の写し（申請者保有分）

3 問い合わせ先

守口市 水道局経営総務課 業者登録担当

T E L : 06-6991-6774

F A X : 06-6994-0109